平成２８年（フ）第９５１号
神戸市長田区五位ノ池町２丁目１番６－632号
債務者　山本　和子
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９６８号
神戸市垂水区塩屋台１丁目４番12号
債務者　岡　　春雄
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９６９号
神戸市垂水区塩屋台１丁目４番12号
債務者　岡凌子こと　ＬＵ　ＣＨＩＮＧ　ＬＩＮＧ　呂　　金凌
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９９９号
神戸市垂水区星陵台１丁目２番６号リゲル星陵台402号、従前の住所神戸市垂水区霞ヶ丘４丁目４番24号池島方
債務者　磯　　孝子
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３８号
山口県萩市大字椿東3054番地
債務者　福谷　節生
1　決定年月日時　平成28年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで　山口地方裁判所萩支部

平成２８年（フ）第１２１号
愛媛県四国中央市三島金子２丁目６番37号
債務者　森實美津子
1　決定年月日時　平成28年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第６２号
愛媛県今治市南高下町３丁目４番33号、前住所愛媛県今治市郷六ヶ内町２丁目２番３号
債務者　田口　安子（旧姓石山）
1　決定年月日時　平成28年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第２４４号
長崎県長崎市東町1906番地３　Ｍセルニョン505
債務者　町田　雄二
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４３号
熊本県玉名市三ツ川586番地　三ツ川団地１棟202号
債務者　井上　一博
1　決定年月日時　平成28年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで　熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第３５４号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋4433番地３メロディハイツ106号、前住所宮崎市鶴島１丁目10番12号　コージーマンション鶴島Ⅰ－307号
債務者　平嶋　真美（旧姓米山）
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４３５号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台４丁目74番34－11号
債務者　渡司　文恵
1　決定年月日時　平成28年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１６５０号
埼玉県戸田市笹目１丁目22番地の５　パークサイドヒルＢ－102号室
債務者　佐々木勝美
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６４９号
埼玉県春日部市東中野1329番地31
債務者　江口　清美（旧姓赤羽目）
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６５０号
埼玉県春日部市大場1698番地18
債務者　宮鍋　直子
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６６０号
埼玉県草加市手代町1013番地22　沼田ハイツＦ－102号
債務者　岡田　裕子
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６６８号
埼玉県草加市手代町793番地１　ラ・メゾン・ブランシュ201号、旧住所埼玉県草加市長栄３丁目44番地７　グッティワン102号
債務者　中嶋あけみ
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６８２号
埼玉県春日部市大枝948番地７　エステートピア勇101号
債務者　松浦　公男
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係